主 文 原判決を破棄する。 被告人を拘留十日に処する。 理 由

本件控訴の趣意は、被告人及び弁護人大島正義作成の各控訴趣意書のとおりであるから、これを引用し、これに対し当裁判所は、次のように判断する。

弁護人の論旨第一点について

論旨は軽犯罪法第一条第三十二号前段には「入ることを禁じた場所」とあり、これに該当する場所は、公園の花壇、芝生等立入りを禁じた場所又は公共の施設等可を受けた物品でなければ販売ができないというだけで、厚生大臣の許可を受けた物品販売業者の立入りを禁じたものではない。従つて厚生大臣の許可を受けない物品販売業者といえども単に皇居外苑に立入ることは自由であつてこれを禁じた場所ではない。おに立入ったとしてもただそれだけでは軽犯罪法第一条第三十二号に違反するるではないと主張する。しかし原判決挙示の証拠によると皇居外苑内は一般に入のたとなが、その管理者である厚生省国立公園部が厚生大臣の許可にないが、その管理者である厚生省国立公園部が厚生大臣の許のとを禁じた場所ではないが、その管理者である厚生省国立公園部が厚生大臣の許のとを禁じた場所ではないが、その管理者である「上省国立公園部が原生大臣の許可を受けていない物品販売業者に対しては皇居外苑は軽犯罪法のである。とを禁じた場所ではないが、その管理者である「上省国立公園部が原生大臣の許可とを禁じた場所であることが明らかではないが、「入ることを禁じた場所」に該当するものといるではならない。

尤も軽犯罪法第一条第三十二号前段の罪は入ることを禁じた場所に入つただけで成立するのではなく、入ることを禁じた場所に正当な理由がなくて入つた場合に必めて成立するのであるから、厚生大臣の許可を受けていない物品販売業者といとが入つた場合と同様前記法条違反の罪は成立しないのであるけれども、国民公園管理規則第三条によると国民公園内で物品を販売しようとする者は厚生大臣の許可を受けなければならないと規定されており、皇居外苑が〈要旨〉国民公園であることで同規則第一条により明らかである。そして被告人は厚生大臣の許可を受けないであるはである。そして被告人は厚生大臣の許可を受けないであるから、自然事に立入ったもので即ち右規則違反の行為をする目的で立入ったのであるから、軽犯罪法第一条第三十二号にいわゆる正当な理由がなくて入ったものというべく同条違反の罪を構成すること勿論である。

次に論旨は原判決は被告人の判示所為に対し軽犯罪法第一条第三十二号を適用しているが、同条同号は「入ることを禁じた場所又は他人の田畑に当る場合を関立しており、被告人の判示所為がその双方に該当する場合なられば、なの判示が高さる本件においてはその前段なるやを適用したのは法令ののように、然るに原判決が前示のように漫然第三十二号は所決が適用法令の前段と後段の二個の犯罪を規定していること及び原判決が適用法令記載にその前段と後段とを区別せずと表第三十二号と記述によりの前段と後段を区別が表別であることは所論のとおりである。しかし原判決の認定した理となき事とは所論のとおりである。とは所論のとおりである。とは所論のとおりの罪を受けない物品販売の目的かであるがら同号の罪を受けないであるがのような法令適用の罪を要するに原判決には所論のような法令適用の違法も存しないから論旨は理由がない。

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 大塚今比古 判事 渡辺辰吉 判事 江碕太郎)